



栃木県公報

平成29年
12月8日(金)
号外
第50号

目次

告示

○洪水浸水想定区域の指定に係る指定の区域等の公表…………… 1

告示

栃木県告示第553号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定したので、その指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に規定する計画降雨（以下「計画降雨」という。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を同法第14条第3項の規定により次のとおり公表する。

平成29年12月8日

栃木県知事 福田 富一

I

- 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
利根川水系田川
- 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
別紙図面のとおり
（「別紙図面」は、省略し、その図面を栃木県県土整備部河川課、栃木県宇都宮土木事務所及び栃木県栃木土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

II

- 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
利根川水系思川
- 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
別紙図面のとおり
（「別紙図面」は、省略し、その図面を栃木県県土整備部河川課、栃木県鹿沼土木事務所及び栃木県栃木土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

III

- 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
利根川水系姿川
- 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
別紙図面のとおり
（「別紙図面」は、省略し、その図面を栃木県県土整備部河川課、栃木県宇都宮土木事務所及び栃木県栃木土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

IV

- 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
利根川水系黒川
- 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
別紙図面のとおり
（「別紙図面」は、省略し、その図面を栃木県県土整備部河川課、栃木県鹿沼土木事務所及び栃木県栃

木土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

V

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

利根川水系五行川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

別紙図面のとおり

(「別紙図面」は、省略し、その図面を栃木県県土整備部河川課及び栃木県真岡土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

VI

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

利根川水系小貝川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

別紙図面のとおり

(「別紙図面」は、省略し、その図面を栃木県県土整備部河川課及び栃木県真岡土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

(河川課)